

令和4年2月7日

西条市長 玉井敏久様

西条市廃棄物減量等推進審議会

会長 星加隆夫



ごみの減量に向けた施策について（答申）

令和3年7月5日付け、西環第218号で本審議会に諮問のあった標記のことについて、慎重かつ活発に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

本市のごみ排出量は減少傾向にあるものの、分別が十分に徹底されていないこと、老朽化に伴うごみ処理施設の整備、それに伴い増加する経費の抑制等、解決しなければならない課題もあり、将来にわたり安定的にごみ処理を継続していくためには、ごみの減量をより一層推進し、課題解決につなげていくための施策を展開していかなければならない。

この度、ごみの減量をより一層推進するために、今後取り組むべき施策の方向性について取りまとめたので、次のとおり実施することとされたい。

1 家庭系ごみの有料化について

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量と資源化に有効な手段であり、全国各地の多数の市町村でも導入され、実績が挙がっている。また、排出量に応じた負担の公平性の確保及び市民の意識改革を進めるために実施すること。

(1) 有料化の対象

「もえるごみ」、「もえないごみ」、「粗大ごみ」とすること

(2) 手数料の賦課方式

ごみ排出量に応じて手数料が増加する単純方式（単純従量制）とすること

(3) 手数料の料金設定

家庭系ごみ有料化手数料の設定の際は、以下の点を考慮し決定すること

① ごみの排出抑制と減量効果が期待できる水準

② 住民の受容性

③ 周辺市町の料金水準

(4) 指定ごみ袋の種類

各世帯がごみの排出量に適した大きさの袋を選択できるように、指定ごみ袋の種類を大、中、小の3種類とすること

(5) 販売方法

指定ごみ袋等の販売方法は、日常生活において容易に購入でき、地域ごとにバランスのとれた取扱店の配置も重要であることから、市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店等での販売ができるよう検討すること

(6) 手数料の負担軽減措置

- ① ごみの減量が困難な紙おむつ使用者等については、一定量の指定ごみ袋（もえるごみ）を無償配布するよう検討すること
- ② 道路や公園、その他公共の場所を無償で清掃する地域清掃（ボランティア清掃）実施団体には、申請により地域清掃ごみを無料回収するよう検討すること

(7) 既存の指定ごみ袋

家庭系ごみ有料化制度の実施により、前年度までの指定ごみ袋については、新制度実施による市民の混乱を避けるため、一定期間（2年間）使用できるよう検討すること

(8) 収入の使途

手数料収入は、ごみの減量化・資源化、リサイクルの促進、周知啓発活動を目的とした清掃関連事業の拡充に用いるなど、より一層のごみの減量化や市内ごみ処理施設等の保全・整備に活用するよう検討すること

2 粗大ごみの戸別収集について

粗大ごみの戸別収集は、排出者負担の軽減や排出者責任をより明確にさせることができ、地域のごみ排出に関する諸問題を解決する有効な手段である。また、ごみステーションへの不法投棄の抑制にも効果があり、管理する自治会等の負担の軽減を図るために実施すること。

3 資源ごみ等の拠点回収について

資源ごみ等の拠点回収は、資源ごみ等を無料で回収する拠点を設け、資源ごみ等を適正に回収することができる手段の一つである。現状の資源ごみ収集体制を維持しながら、更なる資源ごみ等の回収体制の強化を図り、資源化率の向上を目指すため実施すること。

附帯意見

1 市民等への周知について

市民等への周知については、本市のごみの現状や課題を踏まえ、ごみの減量に向けた施策方針について、市民等に分かりやすく説明し、理解が得られるよう努めること。

2 今後のごみ減量・資源化に向けた取組について

今後のごみの減量・資源化に向けた取組については、随時、本審議会を開催し、検証を行いながら、持続可能な廃棄物処理施策となるよう努めること。

西条市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

会長 星 加 隆 夫
副会長 德 永 米 子
委員 德 増 稚養一
委員 岡 田 三知代
委員 越 智 敏 夫
委員 能 智 正 雄
委員 渡 邊 幸 子
委員 塩 出 博
委員 石 川 季代乃
委員 伊 藤 節 子
委員 高 橋 浩 一
委員 平 山 雅 一
委員 渡 部 英 志
委員 烏 谷 竜 哉
委員 年 森 恭 子

計 15 名

